比丘の戒体発得と受具について

佐々木教悟

実践する佛弟子の集りが地上の世界に初めて出現することになったからである。 upasampadā と、 鹿野苑における五比丘の帰依、 すなわち善来比丘具足 ehibhikkhu-upasampadā とであったとか れることになったのであり、 った。 んがえられる。 釈尊の正法が誤まりなく維持され伝承されてゆくためには、正当な僧伽が樹立されていることが不可欠のことであ そして、その僧伽樹立の基礎となったものは、 その理由は、 初転法輪時における憍陳如 Kondanna 釈尊の成道ということによって、佛陀が世に出現し、地上の世界に正法が初めてあらわ 釈尊自身の菩提樹下における大悟、 等の五比丘の帰依ということによって、 すなわち自具足 正法を

於朝的孤姓名

前者は

後者は

世尊在,菩提樹下。最後心廓然大悟。自覚妙,証善具足。如,線経中広説。是名,自具足。(1)

佛言,善来比丘受,具足戒。於,我善説法律,能尽,一切苦,浄,修梵行,。憍陳如鬚髮自堕。袈裟著,身鉢孟在,手。 是

為,橋陳如已得,出家,受,具足戒,。

の記述のよく示すがごとくである。

upasaṃpad (upa+saṃ+Vpad, Tib. bsñen par rdsogs pa) であるが、通常は upasaṃpadā, upasaṃpadā ものが多く用いられている。東京の基礎となったものは、原質自身の菩提樹子に益せる大街、中意おき自具尼で言言 意を明かにしておく必要があるとおもわれる。 具足あるいは受具足戒と訳されている語の原語は、 ウパサンパッド って、比丘の生命を左右するほどの重要な意味をもつものとなったが、比丘の戒体を論ずるにあたっては、 ところで、上記の文中にあげられている具足あるいは受具足戒とよばれる語は、そののちにおける佛教の僧伽にと のかたちの その原

こころみに諸律の訳語をあげてみるならば、およそつぎのごとくである。『は立ちはアーストーストースのころでは、

具足 摩訶僧祇律卷二十三、大正二二、四一二中,

受具足 摩訶僧祇律卷二十三、大正二二、四一三上、十誦律卷二十一、大正二三、一四八中。

受具足戒 五分律卷十五、大正二三、一〇五上、四分律卷三十二、大正二二、七八九上、十誦律卷二十一、大正二

授具足戒 善見律毘婆沙巻十六、大正二四、七八九中 三、一四八中、善見律毘婆沙巻十六、大正二四、七八九中

受具戒善見律毘婆沙巻十六、大正二四、七八九中

具戒 善見律毘婆沙巻十六、大正二四、七八九下

根本説一切有部毘奈耶巻四十一、大正二三、八五三上根本説一切有部毘奈耶巻四十一、大正二三、八五三上

さて、このウパサンパダーの原意は如何んというに、 説一切有部に属する梵文断片で、 受具足戒の律母

mātrkā の説明文の中につぎのごとき文が存する。

Upasampadā katamā upetya sampādayanti upasampadā

僧伽 されているとかんがえられる。コープリングでは、そのママニュカー・スター・ロージャーのファーの活用 そのことは異教・異説の徒であったものが、徐徐に世尊の許に近づき世尊の説きたもう涅槃に近づき、ついに佛教 くて四年間別に住んで、もうよろしいということになれば、そこで出家してウパサンパダーを受けることが許される。 いる事例にしたがえば、かつて異教の徒であったものが、この法と律との最勝なることを知って、世尊の許で出家を 涅槃に近づいてということであり、そのことは、かの長部経典の迦葉師子吼経 されたのである。この際、四ヵ月という期間は人によって差異のあることが認められている。すなわち、四ヵ月でな 願い、ウパサンパダーを受けようと願うときは、四ヵ月間別住することをおしえられる。四ヵ月経過の後、比丘衆の 同意があれば、 ここに、近づいて upetya というのは、世尊(ゴータマ・ブッダ)の許に近づいてということであり、また同時に の一員として認められるにいたることを意味している。 それが、つぎの具足する sampādayanti という語で示 ウパサンパダーとは如何ん。近づいて、具足する、その故に受具足である。 かれは出家することができ、ウパサンパダーを受けて比丘たることの資格をそなえることができると Kassapasihanādasutta

に説かれ

比丘 ないで、比丘の着用する黄衣 cīvara を身にまとい、 者 upampadāpekhā は、比丘性 bhikkhu-bhāva を獲得することになるのであり、 ものとされたのであった。 このようにして、たとい異教徒であっても、佛教において出家しようと発心して具足戒を受けたならば、その志望 theyyasaṃvāsaka bhikkhu と呼ばれ、もちろん僧伽からは排除せられ、 僧伽にまぎれこむような者があれば、その人はいわゆる賊 永久に具足戒を受ける資格をもたな 若しもそのような具足戒を受け

1

賊住比丘については、十誦律巻一に名字比丘、自言比丘、為乞比丘、破煩悩比丘なる四種の比丘をあげる中、自言

比丘といわれているのがそれにあたっている。ユニュー対域のまちは二世末では著語ははは、本心人語のは東

もあったパータリプトラ Pāṭaliputra の阿育園精舎 Aśokārāma においてさえ毎月の布薩が行われなくなったこと 活上の利得を得んがために、佛教の僧伽に加わってきた異教の徒が増加して、その当時における重要な僧伽の拠点で おり、一般のよく知るところとなっている。すなわち、かのアショーカ王 (Asoka, BC. 268~232c.) の治世に、 :軽告されでいる。小で、もうようしいということになれば、そこで出家してタハギンバギーを受けることが許される この賊住の比丘が実際に存在したことについては、かの島王統史 Dipavamsa や大王統史 Mahāvamsa が述べて 又復賊住比丘。 剃,除鬚髮,被,著袈裟。自言,我是比丘。是名,自言比丘。

ただ生

をはじめとし、布薩犍度 Uposathakhandhaka その他諸犍度に、外道に帰せる者、畜生、殺母者、殺父者、殺阿羅(?) 混入、介入を斥けるという留意がなされていることを知るのである。いずれにしても、物質的に安楽に生活し困憊す な事柄であることはあらためていうまでもない。したがって律蔵の大品 Mahāvagga には、大犍度 Mahākhandhaka ることがないということに心をひかれて、出版(ローメン・ス・ターの権力長にリア当つとコヨアポート、まで国力力 僧伽の戒律や修行が乱れ、正当な僧伽羯磨 Saṃghakamma が行われなくなるということは、僧伽にとって致命的 比丘尼を汚せる者、破和合僧者、佛身より血を出せる者、二根者などとともにこの賊住者をあげて、賊 住者

衣を著け、 「僧」 園に往きて、比丘等と俱に住すべし。(8) 戒易くして好食を食い風のいたらざる臥具に臥す。我当に自ら鉢衣を調へ、 鬚髪を除き、 袈裟

といった利養を目的とするものを、真正の僧伽が歓迎する筈はなく、

かれらに具足戒を授けることを禁じ、すでに具

めて、 住者とか外道とかがあげられていたと解せられており、 か 足戒を受けたる者に対しては滅擯 pabbājaniya、 との破僧伽に関するアショーカ王の法勅 (Kosambī, Sāñcī, Sārnāth の法勅)に、僧伽を破るものとして、 精舎ならざる処に住せしむべきであるとされているのは、 すなわち僧伽から放逐するという厳しい処置がとられたのであった。 〈僧伽の中にこれを容るべからず〉として、白衣を着用 上記の事実を物語るものとかんがえられる。 わゆる賊

受具に関連して、 不可欠な要件とされたのであった。 おいて出家する人は、その出家者としてのふさわしい形をとること、また僧伽の生命ともいうべき和合の精神を喪失 非法羯磨 adhammakamma であるとする見解が示されているのである。(9) putta-thera を首座とする僧伽自体の見解でもあり処置でもあったと見なくてはならない。かの律蔵 しないこと、およびこれらの点について具体的に且つ懇切に教授し指導する役目をになうところの師匠をもつことが に、賊住者および外道に帰入せる者、破僧等をあげ、たといかれらを受具せしめても、その事 るが、そのことはやはり現実に現われていた僧伽の実態が直視されていた証拠であるといってよかろう。 なお、これらの法勅に見られる指示は、アショーカ王によるものであるが、その当時のモッガリプッタ長老 Moggali-出家に三種の偷み――形を偷む、和合を偷む、形を偷み亦和合を偷む――のあることがのべられて かのパーリ律の註釈であるサマンタパーサーディカー Samantapāsādikā そしてこのような諸点に留意して、 vatthu は不成にして の附随 parivara 佛教に

Ξ

では、 経の記述を文証とすることができるが、それはまた経集の三の六サビヤにも同内容のものがみられ、さらに律の文献(ほ) さて具足戒を受けることによって、初めて比丘たることの資格をもつとされることについては、 リの経分別 (大分別) 第一波羅夷の条下に比丘の学戒を受けるというかたちで示されていることが注目

n

る。

諸部派の佛教にあっては、戒体の発得ということが重視されていたことは明かである。 が俱舎論に見当たらない点を指摘されている。しかしながら、インド佛教において、なかんずく戒律佛教とい(ほ) られるのである。これがいわゆる戒体発得であるが、学者の見解によれば、戒体という用語は、シナ・日本の佛教で るということは、 戒といわれる場合の戒とは、世尊によって制せられたる学処 śiksāpada のことであるから、〈比丘の学戒を受け〉 増上慧学としての三学にして、その中の増上戒学がまさしくここでいわれるところの学である。さらにまた、この学 するものとされるのである。また、ここにいう学とは、もちろん三学を意味するが、その三学は増上戒学、増上心学 重要な意味を持っていた。しかしこの言葉はインド仏教ではどれだけの意味をもっていたか明かでないとし、その語 ことによって受具志望者 upasampadāpekṣā は、ここに初めて比丘性 bhikṣu-bhāva を得るものとされたことが知 んで〈和合僧の白四羯磨により遮難なく価値ありて進具を得たる義の比丘〉が、まさしく比丘の比丘たることを意味んで〈和合僧の白四羯磨により遮難なく価値ありて進具を得たる義の比丘〉が、まさしく比丘の比丘たることを意味 比丘として学修すべき事柄を師匠の面前で、ないし諸比丘の間で誓言し確認することになり、その われる

かの根本説一切有部毘奈出家事巻第二には 於"善法中"出家近円。成"苾得性"修"持梵行"(話)

前出 得があるという見解に立って、このような見出しを掲げたものとおもわれる。ところで比丘性を成ずるということは たならば、 百 この弥沙塞羯磨本は、 とあり、弥沙塞羯磨本には正受戒体法なる見出しのもとに受具作法がのべられ、比丘法の具得のことが説かれている。 一羯磨の巻一にも出ており、受具の際に〈成苾芻性〉が請い願われたことが知られる。そして一たび比丘性を成じ(5) の出家事において見られるように、とくに根本説一切有部において留意されていた模様で、 その比丘性を失なうことのなきよう、比丘たることより堕落する dhvasyate bhiksu-bhāvāt ことのなき 唐の愛同が広律中から撰出したものとされているが、受具足戒のときに初めて正しく戒体の発 かの根本説 一切有部

自称の比丘はもとより、善来比丘、三帰により進具せる比丘よりさらに一層すす

そこにいう比丘とは、

ように強くいましめられたあとをうかがうことができる。

いる点が、上述のことを裏付けているようである。こと、三年四月年受力の最初の周別の東海町とも記載して、三年の力・ たること、すなわち白四法を以て近円を受ける者、正しく近円を受ける者が比丘の比丘たるものであるむねを説 いる点、ならびに同じく律摂巻第二の不浄行学処に五種の苾芻、(2) 苾芻が受近円を与えて苾芻性と成す者は波逸提迦の罪を得るといましめ、その条においてとくに賊住のことを説 根本薩婆多部律摂巻第十三の与減年者受近円学処第七十二に本人が未だ満二十歳に達していないのを知りながら、(9) 七例声の苾芻義、十一種の苾芻義をあげて真の比

そこであげる五種の苾芻とは、()名字苾芻、(1)自許苾芻、(闫由』乞求, 故名為, 苾芻、(렠破, 煩悩, 故名曰 "苾芻、(釻以"

此中言,花缀,者。 意存。第五。余之四種名同故来。

とのべている。

あるが、 七例声に依る苾芻義とは、⊖作者声──近円の人、⊖作業声──同じく戒を学す、闫所由声─ これに呼召声 爾来れ苾芻と喚ぶが如しを加えて八転を戒ずと説かれてい ――世尊の法、出所依声 ――欲界及び善説法律に依る等で 3 三業に由

つぎに十一種の事にて苾芻の義を釈すとされるものは、一過去苾芻——過去において苾芻であったが、已に学処を

未受学処のもの、闫現在苾芻

―不捨学処のもの、

四内一

内煩悩を断ずるもの、

(五) 外— 破煩悩の人、 めて楽欲を生ずるもの、 外相摂持するもの、 (八劣――冗雑を破する人は不常不堅等である。 出近 (六) 麁 ――正しく近円を受けるものである。 他の勧請を待つもの、また名字等の四、 (九)勝 上と相翻す、 (七)細 (土) 遠 能く自ら要心するもの、また 出家に堪える人、及び始

捨てているもの、口未至苾芻

ここにあげたような、これらの釈説によって、世尊の善説法律において白四に依る受具をもって比丘性が成ぜられ

るとなされたこと、そして比丘の学処を捨てざることによって比丘義が完うされるとなされたことが知られるのであ

四 で、公庭――他の随着を持つもの、また名字等の四、同細――能く自ら表心す

る。

誤まりも許されず厳密なることが要請されることになった。ハラスターとはハーフ いても、それぞれの立場において受具を重んずることは同様であり、したがって受具の作法に関しても、 このようにして正しく近円を受けることを強調するのは、たんに根本説 一切有部のみではなかった。 他 の部 いささか 派 12

あげて考察することにしたい。 さて、パーリの律蔵にもとづく上座部佛教の Upasampadā-vidhi に関して、その主要点とみられるものを順次に

るが、それは同一人であっても差支えない。 時に行なうことになるが、この際もっとも重要なことは、本人の師匠となる人があらかじめきめられていなければな 知られる。 意したい。学者の研究によれば、出家を得ることと具足戒を得ることとは、すでに阿含経でも区別されていたことが らないことである。出家の場合の師匠は阿闍梨 ācariya と呼ばれ、受具の場合の師匠は親教師 「一、先ず沙弥の出家を意味する pabbajjā と、比丘となるときの upasampadā とは明確に区別されていることに注 したがって在家の青年で満二十歳に達している者が比丘となろうとするときは、出家式と具足戒式とを同 upajjhāya と呼ば

されるが、三帰と十学処を受けることは重要なポイントである。とくに三帰依文をパーリ語で唱えるに際しては、そ の発声が正確であり厳密であることが要請せられる。そのことは、かの善見律毘婆沙巻第十六に 剃髪して出家の形相を受持すること、黄衣の受領ならびに出家ないし受具の懇請等は、かたのごとくパーリ語でな

語俱不、正。言"帰依佛。不、成、受"三帰。若師教"帰依佛。弟子答言爾。或語不、出、口。

若師与,弟子。

が、これも後世まで遵守されるものとなった。「「一」「「異常の人生的人生」」「「別人生」「「常問問」「「「こと」「こと」 の別受と総受とは、十学処を各学処ごとに受けるとともに、十学処を一つのものとして総じて受けることを意味する ところであるが、それは三宝のそれぞれに三帰がなさるべきであるという見解にもとづくものである。十戒について るが、そのことはすでに別稿において注意した。また三帰依を三唱あるいは三説することは、いずれの部派も行なう(w) 根本説一切有部にあっては、帰依佛陀両足中尊、帰依達摩離欲中尊、帰依僧伽諸衆中尊なる独自の文が用いられてい くてはならないものとされている。三帰の受持は、それほど重要な意味をもつものである。 と説かれているからである。したがって弟子が正しく明瞭に発声できるまで、師匠はいくたびも繰り返えしおしえな なお、 三帰依について、

羅 受具に際して三衣及び鉢が具足していることは欠かせない条件であるが、根本説一切有部にあっては、さらに濾水 おしえられる。それは中部経典の一切漏経 Sabbāsavasutta に説かれている文にして、つぎのごときものである。 粛な瞬間であるが――四資具に関する観察自督 catupaccaya-paccavekkhaṇā の黄衣についての文を念誦することが parissāvana と臥敷具を加えている。ところで、式中における黄衣 cīvara の受領に際して――それはきわめて厳 防がんがため、また羞恥を与えるところの器官を蔽わんがためのみである。(タイ) 比丘は省慮によりて正しく衣服を受用す、すなわち、ただ寒暑を防がんがため、また、虻・蚊・風・熱・蛇触を

ここには出家者の生活態度がよく示されているようである。 すなわち、 比丘にとって衣服は身体を装飾するために

せしめないようにとこころがけるものである。 あるのではなく、ただ必要のためにあるものであり、必要以上に貪り求めようとする貪欲心を除去し、貪欲心を増長

つぎに、 ーサー(kesā 頭髪)、 五つの業処を示す語を親教師の発声に応じて一語づつ復唱することがおこなわれる。 ローマー(lomā 皮毛)、ナカー(nakhā 爪)、ダンター(dantā 歯)、タチョー(taco 皮膚)

佛教本来のおしえを生かすかたちをもって、そのことが伝承されている事実を無視することはできないであろう。(5) こともあり、また親教師 な皮膚の業処を唱えることが、早くから行なわれていたとはおもわれないし、また部派によっての作法の相異という の色を示しつつ、受具希望者に健康のことが説かれるのは、まったく合理的であるとおもわれる。 る身と心との清浄な生活が望まれてあることを銘記せしめるものといってよかろう。とくに皮膚の色つや、 そしてさらに反対の順序にもう一度復唱することがおしえられる。これは出家の生活には入るにあたって、 の意楽によるところもあったとかんがえられる。 しかしながら南方の上座部佛教 もちろんこのよう において、 および爪

五

必ずしもその呼び方が一定していない。(26) 語の内容もほぼ同じでかわるところはないが、三師の中、親教師 授戒 が 師七証 .の十人僧伽で行なわること、ならびに白四羯磨が採用されることは、各部派とも同じであり、 (和尚) を除く他の二師については、諸律にお

7

とされており、また二師についても、 ようになっている。生ましまの今れ等月に三掃かがあるいとであるられる見解によまの今まの 十名僧伽についても、 後世の上座部では受具のごとき重要な儀式は満数として最適の二十名僧伽で行なうべきもの 羯磨師 kammavācācariya、教授師 anusāvanācariya という呼称が定着する

の障法について質問がなされ、 の出没がみられ、またその順序等にも少しく相異がある。 受具の際における主要なもう一つの点は、 が問われることである。この障法はパーリ律では十一項があげられるが、他律においては若干 障法無しとみとめられるや、 この教授師によって会衆 parisā 外のところで受具希望者について障法 しかしながらその内容はほぼ一致している。 会衆の席に戻って、そこで正式に一対の誦唱師なる二 あらかじめこ

によって唱尋が行なわれ、かくして白四羯磨の作法にうつるのである。

うか、 読みとることができるのである。 を本人によく自覚せしめ、 を獲得することはできないのである。そこで若しも本人に障法としてあげられるような難事があるならば、そのこと の質問に対して、受具希望者は正しく答えなくてはならないとされていることである。若しも真実を語らず、 会をめざすものでありながら、大衆の中の佛教という一面を示すものである。ただここで重要なことは、 れているもので、 って答えた場合には、たとい受具の羯磨が終ったとしても、それは無効で受具したことにならず、したがって比丘性 おもうにこの障法は、比丘が僧伽の一員として支障なく修道生活を行なうことができるようにとの配慮からあげら Ŧi. 種の病の有り無しといったようなことがその項目の中にあげられているのは、 僧伽という生活共同体の維持の上からいっても必要な事柄であった。とくに父母の許しを得たかど 難事を取り除く努力をなさしめ、 難事のない身となってから受具するようにという配慮を 世俗の社会を離れた出家の社 かかる障法

李節を告げること、諷誦、 衆の中央に進みいで、親教師もしくは教授師より教誡 白四羯磨が終って、受具希望者は正式に比丘として承認せられ、 四依法、 四不応作法などの事項がふくまれるが、 anusāsana を受ける。 会衆の末座にその位置を占めるが、 重要なものは四依法と四不応作法とであ その教誡には、 太陽の影を測ること、 暫時にして会

すなわち比丘たるありかたがみられることになるであろう。 四依によりて比丘の出家受具せるものは比丘法 に依る、 この中、 衣は糞掃衣 薬は陳棄薬 pūtimuttabhesajja に依るとせらるものである。十誦律の説くところにしたがえば、これらの(38) 四依法 cattāro nissaya dhammā とは比丘のあるべき生活法としての基本を示したものである。 paṃsukūlacīvara に依る、 食は乞食 piṇḍapātabhojana に依る、 bhiksu-bhāva を成ずとされているから、かたちの上で比丘 住は樹下住 rukkhamūlasenāsana 一の状態、 すなわ

四不応作法 cattāri akaraṇīyāni dhammā とは比丘として絶対に作すべからざる行為とされている淫、

盗、

殺、

を行なっても比丘たることを失なうものとなるであろう。

ろからみて分離しがたいものであり、したがって受具の際に必ずこのことが教授されることになったとかんがえてよ かろう鷺波器女 haliangapauzana 自張る。食は合致 leagharenchan 自張る、他は樹下的 inggrandpeangean 以上の八事に関する教誡は、通常、受具とは別に切り離してかんがえられているようであるが、その意味するとこ

教の面目であったとかんがえられるのである。 その戒体があることによって、いわゆる〈防非止悪の力〉がはたらきでるものとせられたのである。そしてその戒体 は四依法や四不応作法を中心とするところの、出家者としての比丘のありかたによって維持されるというのが戒律佛 上来のべたところにより、正当な作法によって受具がなされるときに、比丘性が得られ、そこに戒体の発得があり、

註

- (1) 摩訶僧祇律巻第二十三、大正二二、四一二中一下。
- (2) 五分律巻第十五、大正二二、一〇五上。
- 3 研究」八四頁参照。 R. Hoernle: Manuscript Remains of Buddhist Literature found in Eastern Turkestan, p. 13, 平川彰著

しい、難事のよいな

- 4
- 5 十誦律巻第一、大正二三、二一中。含まなノフジンのなりまる出りいることではあ
- 6 島王統史第七章、南伝六○、五六頁、大王統史第五章、南伝六○、一九四頁。
- (7) 南伝三、一四六、二一四、二九六、五三四、五五六頁等。
- (8) 律蔵大品、第一大犍度、南伝三、一四六頁。
- (9) 宇井伯寿著「阿育王刻文」印度哲学研究第四、三一〇—三一三頁。
- (10) 南伝五、三八〇頁。

- 11 Samantapāsādikā Vol. V. p. 1018. 善見律毘婆沙巻第十七、大正二四、七九二上
- (일) Sn. Mahāvagga 6. Sabhiyasutta p. 102
- (13) Vinaya, Vol. 1, p. 24, 南伝一、三七頁。
- (4) 平川彰著「原始佛教の研究」一七七頁。
- 15
- (16) 弥沙塞羯磨本、大正二二、二二〇上。
- (17) 根本説一切有部百一羯磨巻第一、大正二四、四五六中、四五八上。
- (18) 翻訳名義大集 No. 8422.
- 19 根本薩婆多部律摂巻第十三、大正二四、五九七中十五九八上。
- (20) 同律摂卷第二、大正二四、五三二上—中。
- (2) 平川前同書四四二頁。 十二、 海州 五周 田 八 田 市
- 22 善見律毘婆沙巻第十六、大正二四、七八八下。Samantap. Vol. V. p. 969.
- 23 拙稿「根本説一切有部における帰依三宝について」佛教学セミナー第八号
- (24) MN. Vol. 1, p. 10, 南伝九、一三頁。
- (15) Somdet P'ra Mahāsamaṇa-cau: Upasampadāvidhi, p. 55.
- (26) 平川前同書、四六六頁。
- 27 佐藤密雄著「原始佛教教団の研究」二二四頁参照。cf. B. Jinananda:Upasampadājnaptiḥ pp. 21-27.
- (28) 十誦律巻第二十一、大正二三、一五六下。